

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2022 年 5 月 27 日号 (No.376)

I. 注目法令等の紹介

1. 「公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定（二）（改正）」
2. 「最高人民法院による人身損害賠償事件の審理における法律適用に関する若干問題についての解釈」
3. 「『ハーグ協定』加盟後の関連業務の取扱いに関する暫定規則」
4. 「ネットワーク安全標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱行為認証技術規範（意見募集稿）」
5. 「全国人民代表大会常務委員会 2022 年度立法業務計画」

II. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmljapan.com/>

弁護士 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石

☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光

☎ 03-6266-8748

本号編集責任者：石本 茂彦

I. 注目法令等の紹介

1. 「公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定（二）（改正）」

(原文「关于公安机关管辖的刑事案件立案追诉标准的规定（二）（修订）」)

最高人民検察院、公安部 2022 年 4 月 6 日公布、2022 年 5 月 15 日施行

執筆担当：孟 立憲、塩崎 耕平、井村 俊介

2010 年に「公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定（二）」が、2011 年に「補足規定」がそれぞれ公布されてから 10 年以上が経過しており、中国の経済と社会の発展に伴って、経済犯罪も新しい様相を呈するに至っている。このような背景の下、最高人民検察院及び公安部は、今般、「公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に関する規定（二）（改正）」（以下「本規定」という。）を公布し、公安機関の管轄下にある、61 件の経済犯罪の立件訴追基準について改正を行った。

本規定では、まず、一部の経済犯罪の取り締まりを強化した。たとえば、非国家職員による職務犯罪の立件訴追基準の金額について、国家職員による職務犯罪と同額にすることで、厳格化した（10 条、11 条、76 条、77 条）。具体的には、本規定により、商業賄賂（刑法 163 条、164 条）を含む、以下の 4 つの非国家職員の職務犯罪の立件訴追基準が国家職員による犯罪と同じ基準にまで引き下げられた。

中国最新法令 < 速報 >

非国家職員による職務犯罪の罪名（刑法の条文番号）	これまでの立件訴追基準	新しい立件訴追基準	関連する国家職員による職務犯罪の罪名
国の職員でない者の収賄罪（163条）	6万元	3万元	収賄罪
国の職員でない者に対する贈賄罪（164条1項）	個人犯罪 6万元 単位犯罪 20万元	個人犯罪 3万元 単位犯罪 20万元	贈賄罪
業務上横領罪（271条）	6万元	3万元	国の職員が贈物を受領したが集団又は国への引き渡しを拒む罪
資金流用罪（272条）	10万元: 3か月を超えて返還しない場合、又は営利活動をする場合 6万元: 不法活動をする場合	5万元: 3か月を超えて返還しない場合、又は営利活動をする場合 3万元: 不法活動をする場合	公金流用罪

また、虚偽広告犯罪の訴追の範囲を拡大し、「重大な被害と悪い社会的影響」を引き起こす広告を追加した（67条）。

他方で、一部の経済犯罪事件の起訴額の基準は、逆に引き上げられている。たとえば、脱税罪として起訴される脱税額は、従来の5万元以上から10万元以上に改定された（52条）。また、証券市場の重要情報の違法開示・非開示犯罪における訴追の基準の一つである「株主・債権者等の直接的な経済的損失額」について、従来は累計50万元以上のものを起訴することとしていたところ、この金額を100万元に引き上げた（6条）。さらに、外国の公職にある者や国際公共組織の職員に対してなされる個人による贈賄罪（刑法164条2項）の訴追基準を、従来の1万元から3万元に引き上げた（12条）。

他の主な改正点としては、証券関連の犯罪の立件訴追基準の詳細化と新しい基準の追加（5条、6条、30条～34条、73条、74条等）、連鎖販売取引活動組織、指導犯罪¹の立件訴追基準につき関連司法解釈²と平仄を合わせる形での改正（70条）等が挙げられる。

（全85条）

¹ 「刑法」の224条の1に規定する犯罪

² 公通字〔2013〕37号、2013年11月14日公布・施行

中国最新法令 < 速報 >

2. 「最高人民法院による人身損害賠償事件の審理における法律適用に関する若干問題についての解釈」

(原文「最高人民法院關於審理人身損害賠償案件適用法律若干問題的解釋」)

最高人民法院 2022年4月24日公布、2022年5月1日施行

執筆担当：姚 珊、五十嵐 充

「最高人民法院による人身損害賠償事件の審理における法律適用に関する若干問題についての解釈」(以下「本解釈」という。)は人身損害賠償事件における賠償範囲及び計算基準を定めるものである。本解釈は2004年5月1日の施行以来、2020年に1回改正され、今回は2回目の改正である。

今回の改正は主に、党中央の「人身損害賠償制度を改革し、都市農村住民賠償基準を統一」³という要求に応じ、障害賠償金、死亡賠償金や被扶養者の生活費の計算基準を見直すものである。

障害賠償金、死亡賠償金や被扶養者の生活費の計算について、従来は被侵害者の出身に応じて、受訴法院の所在地の前年度の都市部居住者1人当たり可処分所得又は農村部居住者1人当たり純収入や年間生活消費支出を基準にするとされたが、本解釈では、都市部や農村部を区別せず、一律に前年度都市部居住者1人当たり可処分所得の基準や1人当たり消費支出の基準に従い計算するとされている(12条、15条、17条)。

(全24条)

3. 「『ハーグ協定』加盟後の関連業務の取扱に関する暫定規則」

(原文「关于加入《海牙协定》后相关业务处理暂行办法」)

国家知的財産局 2022年4月22日公布、2022年5月5日施行

執筆担当：崔 北媿、宇賀神 崇

中国は、意匠の国際登録に関するハーグ協定の1999年ジュネーブ改正協定(以下「本協定」という。)に加盟し⁴、本協定は2022年5月5日に中国において発効した⁵。本協定への加盟により、世界知的所有権機関(以下「WIPO」という。)に単一書類・単一言語・単一通貨で出願すれば、加盟国の範囲内で複数国において意匠権を迅速に取得できることとなった。本協定の発効に伴い、国家知的財産権局は、「特許

³ 「中共中央国务院による都市農村融合発展体制機制及び政策体系の建立健全に関する意見」(2019年5月)(中文：中共中央国务院印发关于建立健全城乡融合发展体制机制和政策体系的意见)

⁴ なお、中国が同協定の加盟書をWIPOに提出(寄託)したのは2022年2月5日であった。中国の1999年改正協定への加盟によって、1999年ジュネーブ改正協定の締約国数は68となり、ハーグ協定の締約国総数は77となった。https://www.wipo.int/hague/en/news/2022/news_0005.html

⁵ なお、本協定は香港特別行政区及びマカオ特別行政区には適用されない(https://www.wipo.int/hague/en/news/2022/news_0005.html)。

中国最新法令〈速報〉

法実施細則（改正草案）⁶及び「特許審査ガイドライン（改正草案）」⁷を作成している。本協定の適用を円滑に進めるため、上記実施細則とガイドラインが完成するまでの移行期間の取扱いを定める「『ハーグ協定』加盟後の関連業務の取扱いに関する暫定規則」（以下「本規定」という。）を制定した⁸。

本規定により、出願者は、WIPO 国際事務局に国際意匠の出願を直接提出することもできるし、国家知的財産権局を通じて意匠の国際登録出願を送付することもできる（1条）⁹。

このほか、優先権を主張する場合の手続（3条）、中国の特許法の単一性要件を満たさない国際出願の中国国内における分割出願（4条）、国際出願に係る権利変更の手続（7条）も規定された。

（全9条）

4. 「ネットワーク安全標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱い行為認証技術規範（意見募集稿）」

（原文「关于对《网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动认证技术规范（征求意见稿）》公开征求意见的通知」）

全国情報安全標準化技術委員会 2022年4月29日公表、意見募集期限2022年5月13日

執筆担当：戴 楽天、塩崎 耕平、鈴木 幹太

「個人情報保護法」38条1項は、個人情報取扱者が中国国外に個人情報を提供するにあたって、同項1号ないし4号に掲げる条件のうちいずれかの条件を備えなければならないとしており、同項2号では、「国のネットワーク安全情報部門の規定に従い専門機構が行う個人情報保護に係る認証を受けること」を挙げている¹⁰。これを受け、全国情報安全標準化技術委員会は、2022年4月29日に「ネットワーク安全標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱い行為認証技術規範（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）を公布した¹¹。本意見募集稿は、「個人情報保護法」38条1項2

⁶ 本ニュースレターNo.343（2020年12月25日発行）をご参照。

⁷ 本ニュースレターNo.359（2021年9月21日発行）をご参照。

⁸ https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/25/art_2895_175278.html

⁹ 国家知的財産権局の公式サイトによれば、本協定発効日の5月5日ジュネーブ時間の午後5時半までに、既に49社の中国企業が108件の意匠国際出願を行っており、そのうち、国家知的財産権局を通じたものは58件、WIPOへ直接出願したものは50件であった

（https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/5/7/art_2894_175432.html）。

¹⁰ 個人情報取扱者は、業務等の必要により、中華人民共和国国外に個人情報を提供する必要が確実にある場合は、次に掲げるいずれかの条件を備えていなければならない（「個人情報保護法」38条1項）。

(1) 本法40条の規定に従い国のネットワーク安全情報部門が行う安全評価に合格すること

(2) 国のネットワーク安全情報部門の規定に従い専門機構が行う個人情報保護に係る認証を受けること

(3) 国のネットワーク安全情報部門が制定する標準契約に従い国外の受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定すること

(4) 法律、行政法規又は国のネットワーク安全情報部門が定めるその他の条件

¹¹ 但し、本意見募集稿の内容は今後修正される可能性があり、正式に公布、施行されていない。

中国最新法令 < 速報 >

号における認証の基本原則や認証の基本的要求等を規定するものである。

本意見募集稿における認証は、①多国籍会社又は同一の経済実体や事業実体内部の個人情報越境取扱活動、及び②「個人情報保護法」3条2項¹²における中国国外の個人情報取扱者による中国国内の自然人の個人情報の取扱活動に適用される¹³(1条)。上記①の場合には、当該組織内部の中国国内の主体が認証を申請することができ、かつ法的責任を負い、②の場合には、当該中国国外組織が中国国内に設置する専門機構又は指定代表が認証を申請することができ、かつ法的責任を負うとされている(2条)。

本意見募集稿では、認証の基本原則として、①合法、正当、必要及び信義誠実の原則、②公開透明の原則、③情報の質の確保の原則、④同等保護の原則、⑤責任明確の原則、⑥自主認証の原則が規定されている(3条)。そして、認証の基本的要求として、個人情報越境取扱活動の参加者が、法的拘束力及び執行力のある文書(契約)を締結すること及び当該文書に定めるべき事項¹⁴が明記され、個人情報の保護機構を設置し、個人情報保護責任者を指定したうえで、各参加者が同一の個人情報越境取扱規則を遵守すること等が規定されている(4条)。

上記に加え、本意見募集稿では、個人情報主体の権利及び関連情報取扱者の責任義務についても規定されている。

(全5条)

5. 「全国人民代表大会常務委員会 2022 年度立法業務計画」

(原文「全国人大常委 2022 年度立法工作计划」)

全国人民代表大会常務委員会 2022 年 4 月 11 日公布

執筆担当：李 昕陽、福島 翔平、五十嵐 充

本業務計画は、2022 年の具体的な立法計画を定めたものであり、継続審議する法律案と一次審議を行う法律案を規定している。詳細は下表のとおりである。

特に注目されるのは、2022 年 6 月に独占禁止法(改正)¹⁵、2022 年 8 月に会社法(改正)の継続審議が予定されている点である。なお、下表とは別に、不正競争防止法、商業銀行法、保険法、不動産登記法等の制定・改正については、状況に応じて審議を手配することとされている。

¹² 中華人民共和国国外における、中華人民共和国国内の自然人の個人情報の取扱行為が、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合にも、本法を適用する(「個人情報保護法」3条2項)。

(1) 国内の自然人に対する製品又は役務の提供を目的とするとき

(2) 国内の自然人の行為を分析し、評価するとき

(3) 法律、行政法規に定めるその他の事由

¹³ 前記①及び②以外の場合において、「個人情報保護法」38条1項の条件を満たすために同項2号の認証を選択することが許されるかについて、本意見募集稿からは明らかではない。

¹⁴ 当該文書に定めるべき事項として、個人情報越境取扱活動の参加者、取扱の目的、個人情報の種類と範囲、個人情報主体の権益への保護措置を明記したうえで、各参加者が中国の個人情報保護に関する法令の管轄及び認証機構の監督を受けることを誓約し、中国国内における法的責任を負う組織機構を明確にすることが挙げられている(4.1条)。

¹⁵ 2022 年 4 月 26 日に國務院新聞弁公室が開催した記者会見によると、2022 年中に独占禁止法(改正)を正式に公布する見込みとのことである。

中国最新法令 < 速報 >

審議を継続する法律案（15件）	審議予定時期
地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府組織法（改正）	採択済み
先物及び金融派生商品法 ¹⁶	4月
職業教育法（改正） ¹⁷	4月
体育法（改正）	4月
黒土耕地保護法	4月
女性權益保障法（改正）	4月
電信ネットワーク詐欺防止法	6月
独占禁止法（改正）	6月
全国人民代表大会常務委員会議事規則（改正）	6月
黄河保護法	6月
突発事象対応法（改正）	6月
牧畜法（改正）	8月
農産品品質安全法（改正）	8月
会社法（改正）	8月
野生動物保護法（改正）	10月

一次審議を行う法律案（24件）		
立法法（改正）	各級人民代表大会常務委員会監督法（改正）	國務院組織法（改正）
企業破産法（改正）	行政不服審査法（改正）	治安管理处罰法（改正）
学位条例（改正）	文化財保護法（改正）	伝染病予防治療法（改正）
国境衛生検疫法（改正）	鉱山資源法（改正）	鉄道法（改正）
民事訴訟法（改正）	科学技術普及法（改正）	農村集団經濟組織法
突発公衆衛生事象対応法	青海・チベット高原生態保護法	就学前教育法
関税法等の税収に関する法律	金融安定法	エネルギー法
食糧安全保障法	社会扶助法	民事強制執行法

II. その他の法令等一覧

2022年4月26日から2022年5月9日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「**上場会社上場廃止後の監督管理業務の整備に関する指導意見**」
（原文：关于完善上市公司退市后监管工作的指导意见）
（中国人民銀行、2022年4月29日公布、同日施行）
2. 「**法律援助苦情申立処理規則（意見募集稿）**」
（原文：关于《法律援助投诉处理办法（征求意见稿）》公开征求意见的通知）
（司法部、2022年4月25日公表、意見募集期限2022年5月8日）

¹⁶ 先物及び金融派生商品法は、2022年4月20日に公布され、同年8月1日に施行される。

¹⁷ 職業教育法（改正）は、2022年4月20日に公布され、同年5月1日に施行された。

中国最新法令 < 速報 >

3. 「証券先物業ネットワーク安全管理規則（意見募集稿）」

（原文：关于就《証券期貨業网络安全管理办法（征求意见稿）》公开征求意见的通知）
（中国証券監督管理委員会、2022年4月29日公表、意見募集期限2022年5月29日）

セミナー情報

- セミナー 『中国現地の労務管理のポイント～中国労務管理の特徴から新たに施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで～』
- 開催日時 2022年5月31日（火）13:30～16:30
- 講師 五十嵐 充、宇賀神 崇
- 主催 株式会社経営調査研究会

NEWS

➤ 新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、孟立恵、張雪駿、沈陽、李昕陽、崔北媿、金春賢

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com